

## ■「日本動物考古学会」ロゴマーク募集要綱

令和4年(2022年)12月19日

日本動物考古学会

「動物考古学」とは、遺跡から出土する動物遺体（主に骨、歯、角、貝殻）から、人と動物の関係の歴史を考える考古学の一分野です。

動物考古学が広く理解されるように、1993年に「動物考古学研究会」を発足し、学術雑誌『動物考古学』を発刊しました。

そして2013年、動物考古学研究会は発足から20周年を迎え、学術雑誌『動物考古学』も第30号を刊行しました。これを機に「動物考古学研究会」は、名称を「日本動物考古学会」に変更いたしました。来る2023年に設立10周年を迎える日本動物考古学会のロゴマークを以下により募集します。皆様からの御応募をお待ちしております。

### 1 応募資格・応募点数

- (1) 年齢、デザインの経験、受賞歴の有無等は問いません。
- (2) 募集要項に同意いただける方であれば個人でも団体でも、どなたでも応募が可能です。
- (3) 応募点数の制限はありません。

### 2 制作条件

制作条件は次のとおりとします。

- (1) 「動物考古学」のイメージが、分かりやすく伝わるもの。  
※「動物考古学」については、日本動物考古学会ホームページ（URL 以下）を御覧ください。  

[http://www.zooarch.net/gattukai\\_gaiyou.html](http://www.zooarch.net/gattukai_gaiyou.html)
- (2) 「動物考古学」を構成する次の要素を盛り込むこと。  
動物（貝類・魚類・両生類・爬虫類・鳥類・哺乳類等の遺跡出土の動物）を表現した図案・文字等のイメージ
- (3) 「日本動物考古学会（英文表記：Japanese Society for Zooarchaeology）」を意味する文字を含めること。これらの文字は、マークの上部または下部に付記する形も可とします。  
フォントの種別は問いません。
- (4) 海外へ発信することを念頭に制作すること。（当方において、日本語・英語表記を適宜、追加する場合があります。）
- (5) シールなどにも使用するため、2cm×3cm程度の大きさでも視認できるようなデザインで制作すること。
- (6) 応募作品は、応募者自身の未発表のものに限る。

(7) 応募作品は返却しない。

### 3 提出内容および提出方法

#### (1) 提出内容

- ① ロゴマーク（電子データの場合は、JPEG または PDF ファイルで提出してください。様式は任意とします。解像度、画像サイズには特に制限を設けませんが、A3 サイズへの引き伸ばしにも十分耐えるものとしてください。）
- ② デザインの趣旨（解説・考え方を200字以内で記述してください。ただし、氏名等応募者が特定できる情報は、ここに含めないでください。）
- ③ 氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレス（採用作品については、制作者の氏名、住所（都道府県・市町名まで）および②の趣旨説明（解説）は公表します。）

#### (2) 参考資料

使用したOS、アプリケーションの名称およびバージョン、使用したデータの仕様等を記載し、参考資料として添付してください。（手描きの場合は不要。）

#### (3) 提出期限

2023年（令和5年）3月31日（金）17時（必着）

#### (4) 提出方法・提出先

下記の問合せ先に御応募ください。電子メールでの送付に際し、データの容量が10MBを超える場合は、提出期限の前日（3月30日）までに問合せ先あて、メールと電話によりお知らせください。大容量ファイル送信用のメールアドレスを別途案内します。その他、郵送または直接持参でも受け付けます。なお、いずれの場合も受付通知は行いません。

##### ① 電子メールの場合

- ・応募先のアドレス：E-mail：rekibun.wakasa (at) gmail.com ※ (at) を@に変えてください。
- ・件名を「ロゴマーク応募」とすること。

##### ② 郵送・持参の場合

- ・紙等に手描きの場合は折り曲げないように留意すること。またデータの場合は、輸送中にCD-R等のメディアが破損しないように梱包し、封筒に「ロゴマーク応募」と明記すること。

#### 【問合せ先】

- ・〒919-1331 福井県三方上中郡若狭町122-12-1  
若狭三方縄文博物館内 「日本動物考古学会」ロゴマーク係 宛  
（受付時間：火曜日を除く 9時～17時）
- ・TEL：0770-45-2270

(5) 作品は描画ソフト（種類は問いません。）により作成したもの以外に、手描き作品でも可。

#### 4 審査について

- (1) 審査は、「5 審査にあたり考慮する項目」を踏まえて、日本動物考古学会会員の投票で採用作品を決定します。
- (2) 選考経過については、非公開とします。選考過程の問合せには、対応できかねます。
- (3) 次に該当するものについては、審査の対象外とします。
  - ① 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。
  - ② 既に他の地域で採用されているものまたは採用されたものに類似のもの。
  - ③ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
  - ④ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。
  - ⑤ 採用後であっても、①～④の条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがあります。これらに伴い、発生するトラブル、損害などは、当協議会および滋賀県では負いかねますので、御留意ください。

#### 5 審査にあたり考慮する項目

次の5項目について審査します。

- (1)視認性：学会誌やホームページなど様々なものに使用するため、大人から子どもまで幅広く好感をもたれ、分かりやすいもの。
- (2)象徴性：「日本動物考古学会」の象徴となること。
- (3)審美性：デザインとして優れていること。
- (4)展開性：さまざまな媒体で展開可能であること。
- (5)再現性：カラーだけでなくモノクロ化や拡大・縮小してもデザインイメージの変化が少ないこと。

#### 6 結果発表について

2023年(令和5年)7月頃に、採用者に直接通知します。また、日本動物考古学会のホームページ等で発表します。ただし、選考の都合上、発表時期が変更になる場合があります。なお、不採用者への通知は行いません。

#### 7 賞金等

採用者には、5万円(18歳未満の方は1万円相当分の図書券または商品券)および表彰状を授与します。

#### 8 注意事項

応募者は、次の各事項について承諾の上で、作品の応募をお願いいたします。

- (1) 応募作品の知的財産権等について

- ① 応募者は、応募作品が採用された場合、当該作品に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を当学会に無償で譲渡する。また、当該作品に関する著作人格権その他一切の人格権を当学会およびその指定する者に対して行使しない。
- ② 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ③ 全ての応募作品について、当学会は、広報・記録等を目的とした印刷物、Web、展示会等において無償でこれを使用できるものとする。
- ④ 応募者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないこと、および既に他の地域で採用されたものに類似のものではないことを確約する。それらの違反があった場合には、応募者が自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、必要に応じて、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ等の関連資料を確認する場合があります。

## (2) 個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、3の(1)の③に記載のとおり、採用者の氏名、住所（都道府県市町名）と作品の趣旨（解説）については、公表します。

## (3) 採用作品の修正について

採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、補正・修正および文字の付加、あるいはほかの書体等との組み合わせなど、ロゴマークの修正をお願いし、完成版とすることがあります。また、必要によって、編集可能なデータ形式でのファイルの提出をお願いすることがあります。なお、補修等についての同意が得られない場合、決定後であっても、採用決定を無効とします。

## (4) 採用作品の制作者について

採用作品の制作者には、「日本動物考古学会」の広報活動等への協力をお願いすることがあります。

## (5) その他留意事項

- ① 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。また、応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いません。何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない、郵送物が届かない等の問題が発生した場合についても責任を負いません。
- ② 不測の事態に備え、各自、応募作品に係るデータ等のバックアップをお願いします。
- ③ 未成年者の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。採用作品の決定にあたっては、著作権等の権利譲渡や賞金授受等に関して改め

て親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。

- ④ グループでの応募の場合、応募作品の創作に関わった方全員が、本要項を承諾の上、全員の氏名を添えて応募するものとします。応募時に記載したメンバー以外の方が創作に関わったことや、メンバーの一部が募集要項に承諾していないことが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ⑤ 本要項の内容（スケジュール、注意事項等）については、当学会の判断により変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方で、これに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じません。
- ⑥ 募集要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募に関して紛争が生じた場合には、大津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- ⑦ 本要項に取り決めのない事項については、当学会の判断により決定します。

以上